

19 国会のしくみと役割

A 国会の地位と権限

1. 国会の地位…「国権の① **最高** 機関」
2. ② **法律制定権** …「唯一の③ **立法** 機関」
 - ・多くは内閣提出の法律案→「議員立法」より成立数が多い
 - ・④ **委任立法** …具体的内容は内閣制定の政令などで定められる
3. 国会の権限…法律の制定(41), 予算の議決(60), 条約の承認(61),
 - ⑤ **内閣総理大臣** の指名(67), ⑥ **国政調査権** の行使(62),
 - ⑦ **弾劾** 裁判所の設置(64), ⑧ **憲法改正** 発議(96)など

B 国会の運営と衆議院の優越

1. 二院制…衆議院と⑨ **参議院** →いずれも国民が選出した議員
2. 国会の種類※下記以外に, 参議院の緊急集会(衆議院解散中の緊急事態)

⑩ 通常 国会	毎年1月に召集。会期150日。予算審議など
⑪ 臨時 国会	内閣の決定あるいはいずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求
⑫ 特別 国会	衆議院の解散による総選挙後30日以内に開かれる
3. ⑬ **委員会** 制度…少人数で審議→可決後⑭ **本会議** で審議・議決
4. 衆議院の優越…両院の議決が異なったときに認められる

法律案の議決	⑮ 両院協議会 の開催は任意。衆議院で出席議員の3分の2以上の賛成で再可決すれば成立
⑯ 予算 の議決	⑮の開催が必要。衆議院の議決が国会の議決となる。⑯は内閣が作成し, 先に衆議院に提出する
⑰ 条約 の承認	⑮の開催が必要。衆議院の議決が国会の議決となる
⑤ 内閣総理大臣 の指名	⑮の開催が必要。衆議院の議決が国会の議決となる
⑱ 内閣不信任 決議	衆議院のみ

5. 二院制の採用

- ・二院制採用の国…通常, 性格の異なる二つの院を置いている

アメリカ	下院…各選挙区の代表, 上院…各州の代表
イギリス	下院…国民が選出した代表, 上院…貴族で構成
日本	選挙制度などに違いはあるが, 国会議員の属性に差異なし

C 国会の現状

1. 国会審議活性化法→⑲ **党首討論**, 副大臣や大臣政務官を導入

SUPPORT

- ③法律を制定する唯一の機関。すべての法律は国会で議決される。
- ⑤首相のこと。國務大臣を任命し, 内閣を組織する。
- ⑥両議院は, 証人の出頭や証言を求めることができる。証人喚問は強制的で偽証罪が適用される。
- ⑦罷免の訴追を受けた裁判官を裁判する。
- ⑧衆議院と参議院それぞれ総議員の3分の2以上の賛成で発議。
- ⑮両院の議決が異なったときに開かれる。
- ⑰二国間以上の文書による合意。内閣が締結し, 国会が承認する。

- ⑲イギリスのクエスチョン・タイムをモデルとした制度。国家基本政策委員会で行われる。

A 国会の地位と権限

- ・「国権の最高機関」とは、内閣や裁判所よりも、国会の権限が強いという意味ではない。主権をもつ国民は、内閣や裁判官を選ぶことはできないが、国会議員を選ぶことはできるという意味である。
- ・国会では大枠の法律だけを決定し、細目は政令や省令などによって行政府が決定するという委任立法が少なくない。また、法律の成立率も、議員立法よりも内閣立法の方が圧倒的に高い。

B 国会の運営と衆議院の優越

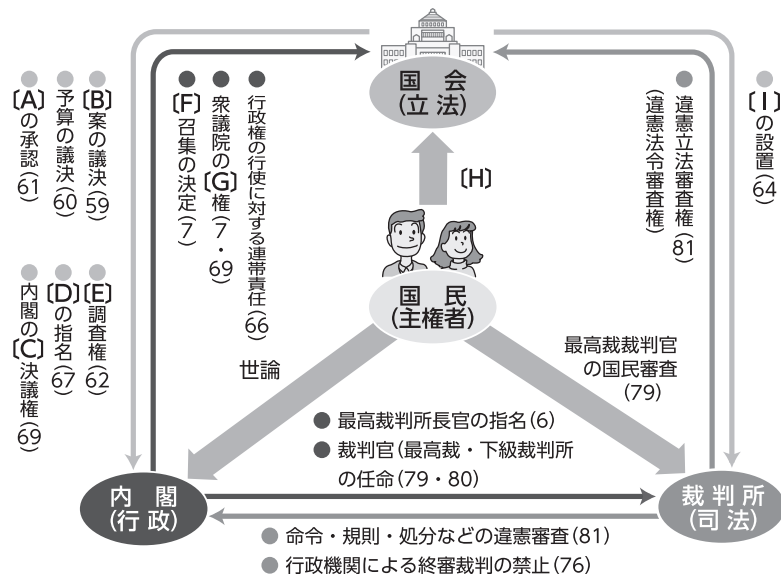
- ・委員会制度…提出される法律案を、本会議にかける前に少人数の議員によって検討する制度。常任委員会(予算委員会や内閣委員会など)と特別委員会がある。審議は原則として非公開(本会議は原則公開)。重要な案件では公聴会を開き、利害関係者や学識経験者から意見を聞くことがある。
- ・二院制の意義と諸形態…諸外国では一院制の国も多いが、二院制には、国民の意見を幅広く反映させ、より慎重な審議を可能にするメリットもある。

C 国会の現状

- ・国会審議活性化法(1999年成立)に基づき、党首討論が行われている(国家基本政策委員会で開催)。また、政府委員制度(官僚が大臣に代わって答弁する)の廃止などの改革も行われた。

TRY

Q 三権分立に関してまとめた図のA~Iを答えなさい。



- | | | | | |
|------|------|-------|----------|------|
| A 条約 | B 法律 | C 不信任 | D 内閣総理大臣 | E 国政 |
| F 国会 | G 解散 | H 選挙 | I 弾劾裁判所 | |